

# 新たな森林管理の展開

三重県では、森林を「環境林」と「生産林」に区分し、それぞれの区分に応じた森林管理を進めます。

## 三重県の森林

■ 国有林 20,000ha ■ 民有林 350,000ha

### 三重県型森林ゾーニング

- 森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目して「環境林」と「生産林」に区分し、それぞれの区分に応じた重点的、効果的な森林管理を行う。
- 市町村は、森林GIS(地理情報システム)を活用した三重県型森林ゾーニングのガイドラインをもとに地域の合意形成を行った上で、市町村森林整備計画の中でゾーニングを確定する。

### 環境林 (概ね200,000ha; 人工林70,000ha、天然林130,000ha)

- 原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。
- 森林所有者から管理委託された森林を公共財として捉え、針広混交林の造成など、多様で力強い森林づくりを行う「森林環境創造事業」を中心に、森林の整備・保全を進める。

### 生産林 (概ね150,000ha)

- 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林
- 林道・作業道の整備、造林・間伐などの事業を集中的、重点的に実施し、生産コスト低減に努めつつ、持続的林業経営を通じて、公益的機能の維持向上を図る。



# 森林ゾーニング

## 森林ゾーニングの役割

森林の持つ多様な機能をより高めるためには、森林の状態や立地条件、施業状況等を踏まえて森林を区分(ゾーニング)し、それぞれの区分に応じた森林管理を行うことが効果的・効率的です。

## 森林ゾーニングの決定プロセスと決定時期

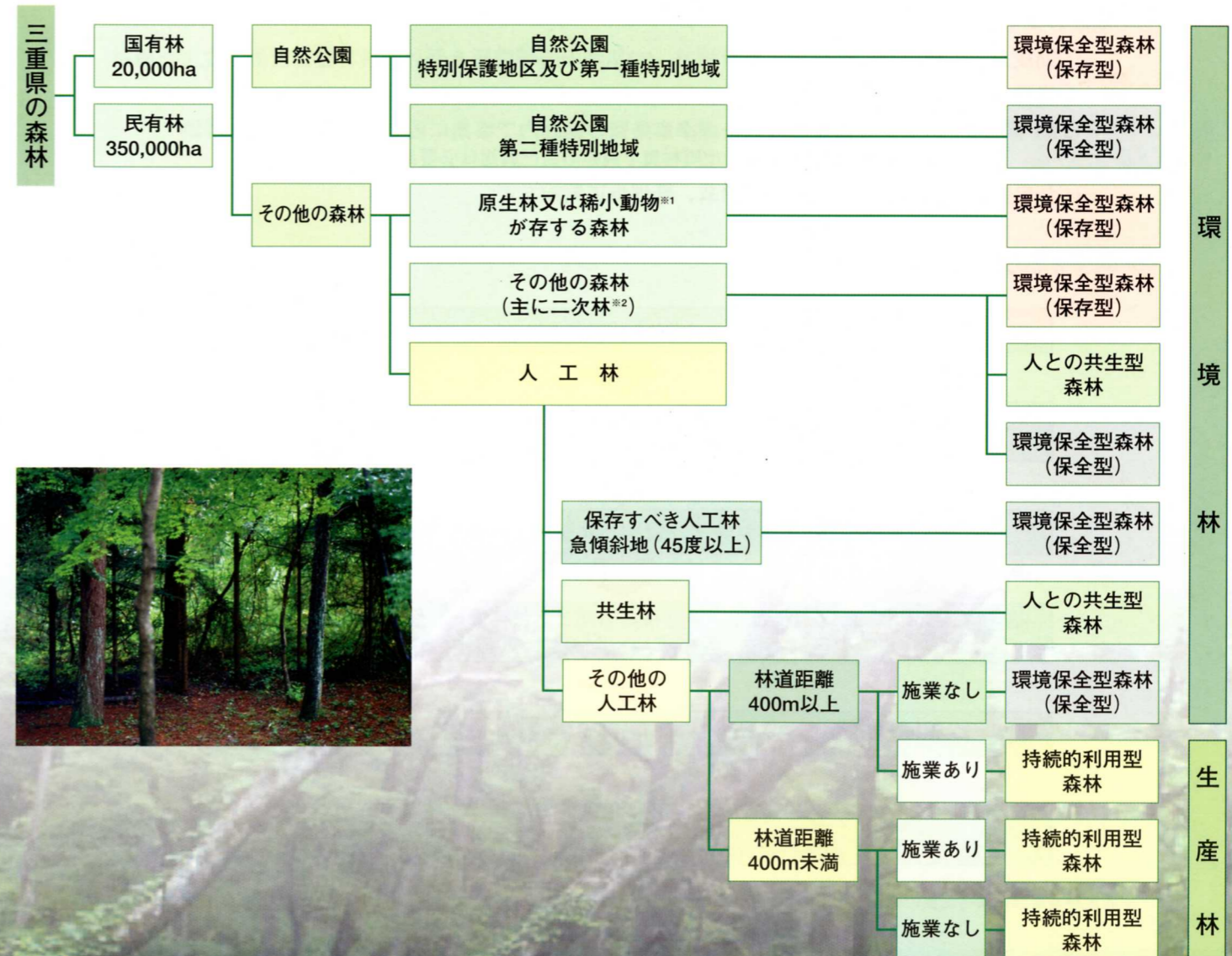
森林ゾーニングは各市町村で行いますが、森林の機能及び実態に応じて、森林所有者の皆様と市町村との協議の上行うことが重要です。

森林所有者の皆様は、ご自分の所有する森林がどのような区分にゾーニングされているかを各市町村・森林組合等で確認していただくようお願いいたします。

また、変更を希望される方は、市町村と協議をお願いします。

なお、森林区分は、平成16年3月末日までに確定され、原則として5年毎に見直すこととしています。

## 三重県型森林ゾーニングのガイドライン



※1 希少動植物：環境省及び三重県のレッドデータブック区分や聞き取り調査等から、市町村で保存する必要があると考えられる動植物  
 ※2 二次林：山火事や伐採などにより森林が消失した後に自然に生じた森林